

# 「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産登録応援及び鳥取県の温泉PRポスター制作業務委託

## プロポーザル実施要領

「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産登録応援及び鳥取県の温泉PRポスター制作業務委託について、公募型プロポーザル方式によって以下のとおり業務の受託業者を選考する。

### 1 業務の概要

#### (1) 業務の名称

「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産登録応援及び鳥取県の温泉PRポスター制作業務（以下「本件業務」という。）

#### (2) 業務の目的

本件業務は、「温泉文化」の2030年ユネスコ無形文化遺産登録に向けた機運醸成を図るため、また本県を温泉文化の聖地としてアピールしていくことを目的とする。

#### (3) 業務の内容

「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産登録応援及び鳥取県の温泉PRポスターデザインを制作する。詳細は、「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産登録応援及び鳥取県の温泉PRポスターデザイン制作業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

#### (4) 業務期間

契約締結日から令和8年7月31日（金）まで

#### (5) 予算額

金300千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### (6) 募集方法

公募型（参加資格要件を満たす者に広く企画提案を求める。）とする。本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書その他必要書類を6の（1）の場所に、令和8年6月8日（月）午後5時までに、電子メール又はファクシミリにより提出すること。また、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。参加申込書の提出部数は1部とし、様式第1-1号を提出すること。

#### (7) 実施要領等の交付

本実施要領及び本件公募型プロポーザルに関する書類は、令和8年5月22日（金）から同年6月26日（金）までの間にインターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kankousenryaku/>）から入手するものとする。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び時間

令和8年5月22日（金）から同年6月26日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前10時から午後5時までとする。

##### イ 交付場所

6の（1）の場所に同じ。

### 2 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 本件業務の企画提案書の提出日から遡って5年間の間に、自治体や観光関係団体から観光PRポスター制作業務を受託した実績があること。

#### (3) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画のデザイン企画に登録されている者であること。

なお、本件公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月

30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和8年6月3日(水)正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより6の(2)の場所に提出すること。この際、本件公募型プロポーザルに参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに6の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (4) 令和8年5月22日(金)から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 令和8年5月22日(金)から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 委託者との協力・連絡体制を構築できるものであること。

### 3 審査会の設置

- (1) 企画提案書を審査するため、「温泉文化のPRロゴ及びポスターデザイン審査会」(以下「審査会」という。)を設置する。
- (2) 審査会は5名で構成する。
- (3) 審査は書類審査によって行う。

### 4 選定方法

「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産登録応援及び鳥取県の温泉PRポスター制作業務委託プロポーザル審査要領に基づき、各審査員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点を算出する。これにより最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最も高い点数を獲得した者が複数ある場合は、審査員の合議により最優秀提案者を選定する。

### 5 評価方法等

それぞれの審査員(5名)がアの評価項目における評価の視点ごとにイの評価基準により5段階で評価を行い、その評価点にそれぞれ係数を乗じたものの合計数(100点満点)を総合し(500点満点)、最も高得点を得た者から順位を付けるものとする。

なお、予算額を超える見積価格を提出した者は、失格とする。

#### ア 評価項目等

評価項目	評価の視点	係数	得点
業務内容の理解	業務の内容を正しく理解し、デザイン案に反映されているか	×2	10
表現力	テーマ内容がイメージできるデザインか	×6	30
	鳥取の温泉文化の特徴やその魅力が伝わり、皆に広く親しまれるようなデザインか	×6	30
	特定の場所や人物を連想させないデザインか	×2	10
工夫	独自の工夫やアイデアがあるか	×4	20
合計			100

#### イ 評価基準

評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

評価点	評価基準
5点	非常に優れている
4点	優れている
3点	標準的である
2点	劣る
1点	非常に劣る

## 6 手続き等

- (1) 公募型プロポーザルに関する手続き及び本件業務の仕様に関する担当部局  
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課 魅力発信担当  
電話 0857-26-7267 ファクシミリ 0857-26-8308  
電子メール [kankou@pref.tottori.lg.jp](mailto:kankou@pref.tottori.lg.jp)
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課  
電話 0857-26-7431

## 7 本件公募型プロポーザルに関する問い合わせの取扱い

本件公募型プロポーザルに関しての質問は、電子メール又はファクシミリにより令和8年6月3日(水)午後5時まで、6の(1)の場所において受け付ける。質問及び回答は、同年6月8日(月)までに逐次インターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課のホームページで公開する。  
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kankousenryaku/>)

## 8 企画提案書の作成及び提出

### (1) 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、(2)に示す提出書類一式を持参又は郵便等の方法により提出すること。なお、郵便等による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

### (2) 提出書類

#### ア 企画提案書(任意様式)

デザイン案のコンセプトを簡潔にわかりやすく記載すること。また、過去に行ったポスターデザイン制作等、類似の事業実績について記載すること。

#### イ 「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産登録応援及び鳥取県の温泉PRポスターデザイン案

デザイン案は、下書きに近いラフ画(カラー)でもよいこととする。ポスターのデザイン案をB2版の用紙にカラー印刷したもの1部又はデザイン案のPDF データを入れたCD-Rを添付すること。なお、デザイン案の作成に当たっては、仕様書に指定した事項を十分に確認の上、作成すること。なお、複数のデザイン案の提出を希望する場合は、1提案者につきデザイン案を2提案まで受け付けるものとする。

#### ウ 見積書

(ア) 様式は任意とする。

(イ) 1の(5)に示す予算額を超える金額が記載された見積書は無効とする。

エ 参加者が過去に作成したデザインがわかるもの(ポスターのうち1種類とし、PDFデータによる提出も可とする)

### (3) 提出期限

令和8年6月26日(金)午後5時までとする。また、郵便等による場合も同日時までに到着したものに限り受け付ける。

### (4) 提出場所

6の(1)の場所に同じ。

### (5) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は原則として返却しない。

イ 本件公募型プロポーザルへの参加者が提出する書類は鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第2条第2項に規定する公文書に該当し、開示請求の対象となることがある。

ウ 提出された書類は本件公募型プロポーザルへの参加者に無断で本件公募型プロポーザル以外の用途には使用しない。

## 9 審査結果の通知、公表

審査結果は、候補者全員に通知する。なお、結果については、通知の相手方の順位及び得点を通知するものとする。

## 10 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

### (2) 契約保証金

契約の相手方（以下「受託者」という。）は、契約保証金として本件業務に係る委託料の上限額（以下「委託料上限額」という。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### (3) 暴力団の排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受託者は違約金として委託料上限額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

## 11 契約締結までのスケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期は、次のとおりとする。ただし、(5)以降の日程については、状況に応じて前後する場合がある。

(1) ホームページ掲載（公募開始）	令和8年5月22日（金）
(2) 質問受付期限	同年6月3日（水）
(3) 企画提案参加申込書の提出期限	同年6月8日（月）
(4) 企画提案書等提出期限	同年6月26日（金）
(5) 審査会開催	同年7月上旬予定
(6) 審査結果の通知	同年7月上旬予定
(7) 契約締結等の協議	同年7月中旬予定
(8) 契約締結	同年7月中旬予定

## 12 その他

### (1) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

### (2) 提案者の失格

提案者のうち審査会の委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

### (3) 参加費用

本件公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

### (4) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権は提案者に、契約締結後の成果品に係る著作権は受託者に帰属するものとする。ただし、成果品について、鳥取県等（県内市町村及び関係機関を含む。以下同じ。）は、受託者から納品されたデザインデータをもとに、当該データを加工して鳥取県等が作成するポスター、リーフレット、チラシ及び啓発物品の作成並びに各種広報誌及びホームページへの掲載について、無償で使用できるものとする。

イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。